

認定番号	01K-036-01
認定種別	快適職場

快適施策実施状況報告書

1) 作業所情報

会社名	株式会社 熊谷組
作業所名	湯ヶ島第三トンネル作業所
作業所所在地	静岡県伊豆市矢熊字紺屋ノ下 63-1
工期(自)～(至)	平成 28 年 7 月 9 日～平成 30 年 6 月 31 日
工事種類 ※下記表から ご選択下さい	トンネル工事
工事概要 (120 字以内)	本工事は、伊豆縦貫道自動車道天城北道路における湯ヶ島第三トンネル(全延長L=238m:内トンネル延長L=199m)を構築するものである。本工事は、脆弱な地質と全線土被り 1.5D 以下であるため補助工法が必要である。また起点側坑口は斜面斜交型であり、地滑り対策を要する。

※工事種類分類

土木	橋梁・高架構造物工事、トンネル工事、ダム・えん堤工事、管渠工事、電線路工事、舗装工事、しゅんせつ・埋立工事、土工事、その他（具体的に記入）
建築	住宅、事務所、店舗、工場・発電所、倉庫・物流施設、教育・研究・文化施設、医療・福祉施設、宿泊施設、娯楽施設、その他（具体的に記入）

◎記入上の注意◎

- 「快適職場認定制度規程」、「第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件」、「第1回快適職場認定申請案内」を熟読のうえ、指定された資料を黒枠内にご記入ください。
※上記資料は http://www.nikkenren.com/sougou/ikusei_4.html からダウンロードできます。
- フォントの種類やレイアウト等、書式は自由です。ただし、フォントサイズは原則的に 10.5 ポイント以上にしてください。
- 画像データは、必要に応じて圧縮し、ファイルサイズを抑えてください(ただし、画像の内容が読み取れることをご確認ください)

2) 快適施策の実施状況を示す資料

【審査項目①】 《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

外気温等の影響を緩和するのに必要十分な冷暖房機器を作業現場に設置していること
※高温・多湿な作業現場では、暑さ(WBGT)指数を低減させるのに十分な機器類(扇風機、送風機、ドライミスト、遮光ネット、日よけテント等)を設置していること

- ①設置されている機器類の写真、
- ②冷暖房機器類の設置によって適正な温熱環境が維持されていることを示す説明文、
をご記載ください



日避けテント



ドライミスト

日避けテントやドライミストの設置により、作業員が気軽に休むことができ、熱中症にかからないように体温を下げることができ、快適な職場環境を作ることができる。

【審査項目②】《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

作業現場に水分・塩分の摂取のための飲料等(熱中飴・タブレット、経口補水液等)を常備し、作業員が必要に応じて摂取できる状態にしてあること

①飲料等の種類、②常備の状況、
を写真と文章等でご説明ください



熱中飴



経口補水液

熱中飴や経口補水液を現場詰所に常備し、作業員が気軽に摂取できるような状態である。
経口補水液等は冷蔵庫で冷やしておき、常時飲みやすい状態にしてある。

【審査項目③】 《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

透湿性、通気性、冷却性、保温性の高い服装(ヘルメットも含む)を支給、または購入費補助の制度があること

- ①服装の写真、②その服装の冷却・保温機能(効果)、③制度の内容、④支給または購入費補助の実績、
についてご記載ください



②服の保温機能

羽毛の先とほぼ同じ太さのファイバーと強度を保つためのファイバーで構成されており、薄い生地でも優れた断熱性を発揮する。

③被服ならびに作業装着品貸与規程

④支給実績

全現場職員に貸与

【審査項目④】 《作業空間の確保》

整理整頓の実施、標識などの設置による作業空間・通路の確保、注意喚起機器類[WBGT 警報機器、切羽崩落予測装置、赤外線センサ音声案内機、等]の設置、等

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



工事用道路は他工区の業者も利用している。トンネル掘削ズリの運搬時にはダンプトラックの往来が頻繁となるため、運搬作業中を示す回転灯を点灯させて注意喚起を行う。

■施策(二)



熱中症への注意喚起機器類(WBGT 値チェック表・警報器)を設置し、現場環境を把握して作業員が熱中症にならないような対策を行った。

■施策(三)



工事用道路に安全通路を設置し、安全に作業員が坑内まで移動できるようにした。資材置き場等により通路が遮断される場合には、看板等により注意喚起を実施する。

【審査項目⑤】 《視環境、空気環境、音環境の管理》

照明設備の増設、換気・集塵装置の設置、鉄板敷や散水による粉じん防止、防音パネル等の設置、等

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■ 施策(一)



坑内に集塵機を設置し、粉塵を効率よく捕集・清浄化することで、発生した粉塵を拡散させず、坑内環境を整えることができる。切羽から 50m 程度離れた距離に集塵機を設置することで集塵機より後方の坑内環境を改善することができる。

■ 施策(二)



坑口前に鉄板を敷設することで、橋梁ジョイント部の段差を解消し、ズリ運搬時にダンプトラックのバウンドによる騒音や振動を軽減する。また、ジョイント部の養生としても機能する。

■ 施策(三)



工事用道路全線にわたり散水設備を設けてあり(30m 程度)、粉塵が飛散しないように適時に散水を実施する。ホースの延長を長く(30m 程度)にしてあるため、広範囲にわたり散水を行う事ができる。

【審査項目⑥】 《身体負担・労力軽減》

労力軽減を目的とした生産性向上施策の導入（ICTの活用等）、作業姿勢改善のための作業台設置、重量物運搬作業の負担軽減策の実施〔助力装置導入、作業場の無段差化等〕、

①施策の内容が分かる写真

②その具体的な機能・効果（省人化効果、工期短縮効果、など）についての説明文を最大3施策までご記載ください（1施策につき1ポイント〔最大3ポイントまで〕）

■ 施策（一）



坑口前や坑内にウェブカメラを設置し、事務所のパソコンや携帯電話で作業状況を確認することができる。これによりこれまで現場へ移動して現場状況を確認していたものが、どの場所でも瞬時に把握できるようになった。

■ 施策（二）



CIMの活用により斜面斜交型坑口部の2次元図面を3次元化し、具体的にイメージしやすい状態にした。これにより、施工の順番や問題点が抽出しやすくなり、安全で効率的な施工が実施できた。

■ 施策（三）



トータルステーション（自動追尾付き）の活用により、作業員1人でも測量を実施することができ、作業員の省力化に貢献した。

【審査項目⑦】《その他》

前述の審査項目①～⑥以外で、作業員の心身の負担軽減を目的として、作業空間や作業方法についての作業所特有の問題に対する改善策を実施していること

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



掘削補助工法 (AGF 工法) は、通常 3.5m 程度の鋼管を切羽面に打設後、鋼管先端部分の継ぎ目に更に鋼管を連結させて必要な長さまで打設する。しかし、この工法は鋼管の継ぎ目を無くして1本物とすることで施工性や安全性を向上させ、施工精度も向上する。

■施策(二)



自走式清掃機により工事用道路上の汚れを清掃する。これにより、人力による路面の清掃活動が必要なくなり、短時間で確実に清掃する事ができるようになった。また、自走するため広範囲に渡り清掃することができる。

■施策(三)

【審査項目⑧】《トイレ》

水洗・洋式便座・男女別で、清潔に維持管理されていること。

仮設の場合は、国土交通省が定める「快適トイレ」の仕様(『第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件』参照)を全て満たすものとする。なお、現場に男女がいる場合は、男女別に設置すること。

①トイレの写真(現場に男女がいる場合は、男女別のトイレの写真)、②説明文、
をご記載ください

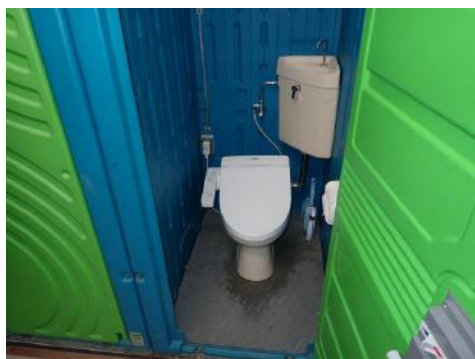
※仮設の場合、別添資料として快適トイレの仕様を満たすことが分かる書類(パンフレット、国土交通省が発表した「快適トイレ事例集」など)も添付すること



男性用トイレ



女性用トイレ



男性用トイレ(水洗)



女性用トイレ(鍵付き)

現場には女性職員が常駐しているため、女性用トイレを事務所および作業ヤード内に設置した。トイレは男性用と女性用に分け、男性及び女性トイレは水洗式とし、更に女性トイレにはドアに鍵を備え付けている。

【審査項目⑨】《健康・衛生保持のための施設、設備》
冷暖房設備付きの休憩室(休憩車も含む)を設置していること

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください



トンネル詰所設置状況



下請け作業詰所設置状況



作業員休憩室設置状況



作業員休憩室設置状況

各作業員の休憩所や詰所に冷暖房設備を設置し、作業間の休憩や昼食時間帯を快適に過ごすことができる。休憩所のエアコンはタイマーをセットし、必要の無い時間帯には使用しないようにする。

【審査項目⑩】《健康・衛生保持のための施設、設備》

喫煙室の設置など、分煙対策をしていること

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください



喫煙所（詰所前）



喫煙所（事務所脇）



喫煙所（休憩所前）

事務所及び詰所前に喫煙コーナーを設け、事務所内や詰所内では禁煙とすることで分煙を図り、作業員の健康や衛生を保守している。

【審査項目⑪】 《健康・衛生保持のための施設、設備》

シャワー室等の洗身施設を設置していること

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください

該当なし

<p>【審査項目⑫】 《健康・衛生保持のための施設、設備》 その他の「健康・衛生保持のための施設」を設置していること(運動施設、仮眠室、相談室等の設置)</p>
<p>①施設の内容が分かる写真、②説明文、 を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])</p>
<p>■施策(一) 該当なし</p>
<p>■施策(二)</p>
<p>■施策(三)</p>

【審査項目⑬】 《その他、利便性向上のための施設、設備》

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店(自販機を含む)、家庭用家電製品(冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等)、等の設置

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、

を最大6施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大6ポイントまで])

注)「家庭用家電製品の設置」は複数種類・複数台の設置でも加点は1ポイントのみとします

■施策(一)



朝礼広場前にジュースの自販機を設置し、作業員が自由に水分補給できるようにした。

■施策(二)



事務所内に女性用更衣室を設け、自由に着替えが行える他、休憩施設として使うことができる。

■施策(三)



事務所内に洗濯機を用意し、職員の汚れた作業着等を洗濯することで事務所室内等の作業環境を清潔に保つ。

【審査項目⑬】 《その他、利便性向上のための施設、設備》

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店(自販機を含む)、家庭用家電製品(冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等)、等の設置

※前頁の続き

■施策(四)



事務所及び作業員詰所内に冷蔵庫や電子レンジを設置して、昼食時間等を快適にするための作業環境を整備した。

■施策(五)



各自のロッカーを設置することで、個人のヘルメットや防寒着、合羽等を整理して保管することができる。また、上着についた汚れ等を室内に持ち込むことが無くなり、衛生面が向上する。

■施策(六)



トイレ横に洗面所を設けて、現場から戻ってきた作業員や職員が、顔や手を洗って汚れを落とすことができる。また、鏡を据えつけているので顔や体に付着した汚れや身だしなみを確認する事ができる。

【審査項目⑭】 《社会保険や建退共への加入推進》

現場において、社会保険加入に向けた、下請会社、現場入場者に対する周知徹底・指導等を実施していること(ポスターの制作および掲示等)

①周知に用いた資料(ポスター等)の写真、②周知徹底・指導等の方法、
について、ご記載ください



ポスター掲示状況



安全教育状況

②社会保険の加入に向けて周知徹底を図るために、毎月の安全教育や災害防止協議会において加入の大切さを指導している。また、現場に入場する各下請け業者には作業員が社会保険に加入しているかを新規入場者教育時に確認し、未加入者は現場へ入場させない。

【審査項目⑮】《社会保険や建退共への加入推進》

建退共制度適用標識シールを掲示するとともに、加入周知をしていること

- ①掲示している建退共制度適用標識シールの写真、②加入周知に用いた資料(ポスター等)
③加入周知の方法、
について、ご記載ください



建退共制度適用標識シール



建退共制度加入周知のポスター

- ②建退共の加入に向けて周知徹底を図るために、毎月の安全教育や災害防止協議会において加入の大切さを指導している。また、現場に入場する各下請け業者には作業員が建退共に参加しているかを新規入場者教育時に確認し、未加入者は加入をすすめる。

【審査項目⑯】 ≪長時間労働の是正≫

日建連会員企業が36協定を締結する従業員を対象とし、下記の「時間外労働の改善目標」に沿って時間外労働の削減に取り組むとともに、本自主規制に準じた取り組みを行うよう、下請企業に対しても要請していること

- ・年間の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・複数月の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・1か月の上限:100時間未満(休日労働を含む)

なお、管理監督者は対象外とされているが、従業員の健康管理の観点等から、管理監督者についても、本自主規制に準じた取り組みがなされることが望ましい

①具体的な数値目標、②目標達成のための取り組み方法、③目標に対する達成度、
についてご記載ください。

また、達成度が不十分な場合は、更なる改善方策についてもご記載ください

【審査項目⑰】 《長時間労働の是正》

4週6閉所以上の実施(この場合、4週6閉所は原則として各月の第2、第4土曜日を閉所することとする)

※土日閉所が困難な場合は、振替閉所を可とする(振替閉所とは、土日の閉所が困難な場合、工期内に週休二日相当の閉所日を確保することである。降雨日等の現場作業不能日を含む。また、当面、祝日等を振替閉所として扱うことを可とする)

審査対象期間における、月ごとの閉所実績をご記載ください

- ・着工日が平成28年12月1日以前の場合
→平成28年12月分から申請日の前月分(平成30年1月分)までの、月ごとの閉所実績
- ・着工日が平成28年12月1日より後の場合
→着工日の翌月分から申請日の前月分(平成30年1月分)までの、月ごとの閉所実績

期間	第2、4土曜日+日曜日の合計数	申請作業所における閉所実績	
		閉所日数	閉所日
【記入例】	6	6	5(日)、11(土)、12(日)、19(日)、25(土)、26(日)
平成28年12月	6		
平成29年1月	7		
2月	6		
3月	6		
4月	7		
5月	6		
6月	6		
7月	7		
8月	6		
9月	6		
10月	7		
11月	6		
12月	7		
平成30年1月	6		

<p>【審査項目⑱】 <<長時間労働の是正>></p> <p>その他の環境整備</p> <p>(定時退社推進のための環境整備、有給休暇の取得促進のための環境整備、振休の確実な取得のための環境整備、フレックスタイム制などの柔軟な働き方がしやすい環境の整備等)</p> <p>①具体的な数値目標、②目標達成のための取組み方法、③目標に対する達成度、 について、最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])</p>
<p>■施策(一)</p> <p>定時退社推進の環境整備について</p> <p>①・週1回の定時退社の実施</p> <p>②・月間工程表へ記載し、安全教育及び災害防止協議会における指導</p> <p>・職員の休暇管理表を作成して事務所に掲示し、現場代理人が休日取得状況を確認する。また、取得できていない者には指導を行い、別の日への振り替えを行う。</p> <p>③達成度 95%(週間内で達成できない場合は翌週修得)</p>
<p>■施策(二)</p> <p>有給休暇の取得促進のための環境整備について</p> <p>②・大型連休時の取得等(10日程度/年)</p> <p>②・職員の休暇管理表を作成して事務所に掲示し、現場代理人が有給休暇取得状況を確認する。また、取得できていない者には指導を行い、別の日への振り替えを行う。</p> <p>③大型連休時の使用で、10日以上の有給を確保(100%)</p>
<p>■施策(三)</p> <p>①・振替え休日の日数を考慮した毎月の休日消化</p> <p>②・職員の休日管理表を作成して事務所に掲示し、現場代理人が休日取得状況を確認する。また、取得できていない者には指導を行い、別の日への振り替えを行う。</p> <p>③大型連休時にまとめて使用することで、達成率 100%。</p>

【審査項目⑱】 《安全衛生教育の推進》

建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた安全衛生に関する知識習得への支援(研修会等の実施)

①施策の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください

該当なし

【審査項目⑳】 《安全及び健康に関する意識啓発》

職長会による安全パトロールの実施、作業所内表彰の実施、健康相談会・AED 使用講習会等の開催、メンタルヘルス対策の実施、目安箱等の設置による意見吸い上げ、等

①施設の内容が分かる写真、②説明文、

を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



毎週木曜日に下請け業者各社の職長1名と安全当番の職員と一緒に現場内をパトロールする。指摘事項等があればその場で注意し、記録にも収めて昼の打ち合わせ等で発表する

■施策(二)



事務所の入口に現場環境改善意見箱を設置し、作業員の改善意見を吸い上げることができるようにした。自販機の設置についての意見等が寄せられ、実施した。

■施策(三)



安全意識が高く、現場の快適化に大きく貢献した作業員を朝礼時に表彰し、その功績を称えた。この活動により、各作業員の間には安全に対する意識が高くなった。

【審査項目①】 《建設業に対するイメージアップへの貢献》

仮囲いの工夫(照明設置、装飾、デザイン工事看板、緑化等)、懇親イベントの開催、見学会の開催、等

①施設の内容が分かる写真、②説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



プラント前に会社名入りのロゴを張り、親しみ易い絵で地域へのイメージアップを図った。

■施策(二)



近隣のお寺の境内で、地元住民の方々と懇親会を催して非常に喜ばれた。

■施策(三)



夏休み親子見学会で映像や実物の操作等により、トンネル工事により一層親しんでもらった

以上

※事務局記入頁

項目	配点	得点
①	必須	○
②	1	1
③	1	1
④	最大3	3
⑤	最大3	3
⑥	最大3	3
⑦	最大3	2
⑧	必須	○
⑨	必須	○
⑩	必須	○

合計 X: 13

項目	配点	得点
⑪	1	0
⑫	最大3	0
⑬	最大6	5
⑭	必須	○
⑮	2	2
⑯	2	0
⑰	2	0
⑱	最大3	3
⑲	1	0
⑳	最大3	3
㉑	最大3	3

合計 Y: 16

総合計: 29

認定基準

32 ≦ 快適職場(プラチナ)

28 ≦ 快適職場

・⑬(三)(四):「家庭用電化製品の設置」は複数種類の設置でも加点は1ポイントのみとしました。

・そのほか記載のなかった箇所については加点なしとしました。